

別紙 2

②「秋田を支える中小企業の振興に向けた指針(仮称)」素案について

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
1	指針の実施期間や検証体制に関する意見(4件)	<p>・施策には、すぐに取り組み短期的に成果を出せるものと、長期間で成果が出るものがあるため、施策を短期的施策と長期的施策に分けることはできない。</p> <p>・事業の継続性等を考慮すると、指針の実施期間の4年間は妥当と考えるが、年次ごとの目標を設定してほしい。</p> <p>・中小企業の企画・商品技術開発等にあたっては、実務者レベルによる意見交換や規制緩和が必要である。</p> <p>・「秋田県中小企業振興委員会(仮称)」の設置について、何を「成果」として、秋田県にどのような「効果」をもたらすか見えるようにしていただきたい。</p>	<p>経済・社会情勢に対応した中小企業の振興のための施策を実施していくため、指針においてはその実施期間を平成26年度から29年度までの4年間としており、4年間で取り組んでいく基本的施策の方向性をそれぞれ記載しています。</p> <p>また、その推進にあたっては、「秋田県中小企業振興委員会」の開催や中小企業者との意見交換会の開催等により、県において毎年度施策の検証・改善を行いながら、中小企業のニーズに合った施策を実施してまいります。</p>
2	分かりやすい構成と販路拡大に関する意見(1件)	<p>意欲ある企業と行政が密接に連携することが重要で、指針はできるだけ分かりやすくすべきと考える。「めいどいん・あきた」の世界進出などに取り組んでほしい。</p>	<p>指針については、中小企業や県民がその内容を理解しやすいよう、具体的な事例等を記載するほか、基本的施策の内容を業種毎に示すなど、周知・広報の際に工夫してまいります。</p> <p>指針においては、県内の各中小企業が、その製造する製品・商品の全国や世界での販売を拡大していくために、県においても様々な施策により支援を強化していくこととしています。</p>
3	資金供給に関する意見(1件)	<p>財務強化について、金融機関の貸出の推進が必要である。</p>	<p>「基本的施策1 経営基盤の強化」は全ての中小企業に共通して重要な施策であり、「資金供給の円滑化」をその重要な方向性のひとつとして指針に示しております。</p> <p>これまでも中小企業の経営安定や新たな分野への挑戦などに対応した資金を用意し、金融機関等にも各種資金の活用を周知しておりますが、今後も引き続き中小企業のニーズに応じた様々な資金により企業の資金繰りを支援してまいります。</p>
4	ICTの利活用に関する意見(1件)	<p>情報通信技術の活用等による生産性向上支援については、「事務の効率化」にとどまらず「業務プロセスの効率化」や「経営の効率化」まで範囲を広げた方がよい。</p>	<p>ICTの利活用については、業務プロセスの効率化や経営の効率化など各産業の高度化に資するため、その利活用を促進してまいります。</p>
5	創業の促進に関する意見(2件)	<p>潜在的な創業対象者としては、6次産業化を目指す農業者や定年退職者等も挙げられる。オール秋田で創業・第二創業を促進するのであれば、あらゆる関係機関(農業団体や労働局等)が連携して掘り起こしを図ってほしい。</p>	<p>創業の促進については、多様なタイプに応じたタイプ別スキル塾の開催などを行うこととしており、関係する機関と連携して事業を進めてまいります。</p>
		<p>創業支援については、過去の支援を検証し、効果的な施策を実施してほしい。</p>	<p>創業への支援については、過去の支援内容等も検証しながら実施しており、起業率の向上に向けて、今後も検証を行いながら効果的な支援を行ってまいります。</p>

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
6	補助金制度に関する意見(1件)	財務強化について、複数年にわたる助成など、助成金制度改革が必要である。	補助金については、複数年に渡る補助金の支給など、各中小企業の事業の推進に配慮した補助期間を設定しており、情報提供をきめ細かに行うとともに、利用する中小企業が分かりやすい資料を作成してまいります。
7	人材育成に関する意見(8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の従業員を対象とした「マネジメント能力育成」の推進を指針に追加してほしい。 ・資格取得や技術者養成など、企業独自で行っている社員教育に支援してほしい。 	<p>県立技術専門学校において、企業等の多様な訓練ニーズに対応した在職労働者向けの職業訓練の充実を図り、訓練カリキュラムや実施時期を企業の要望に応じて設定するオーダーメイド型の訓練を実施するなど、労働者のスキルアップを支援していくほか、新規雇用者の人材育成を図る緊急就職サポート事業やキャリア形成促進助成金など各種支援制度を活用した人材育成を推進しており、従業員を対象とした、「マネジメント能力の育成」については、県としてどのような対応が可能か研究してまいります。</p> <p>なお、条例化を機に、人材育成も含め、自ら競争力の強化を図ろうとする中小企業を支援する制度を創設することとしています。</p>
		長期のインターンシップの実施や、実務に係る講義への中小企業の従業員の参加など、大学、高校との連携が必要である。	<p>本県では、大学はもとより、高等学校においてもインターンシップを実施しており、実施割合は高等学校数で9割、生徒数では全体の6割に達しております。</p> <p>長期のインターンシップについては、少数ではありますが、専門系の学科で実施されており、今後も関係機関と連携しながら、充実を図っていきたくと考えております。</p> <p>また、各県立技術専門学校においては、機械系、溶接系、電気系、建築系などの技術・技能を必要とする分野を中心に在職者訓練を実施しているほか、オーダーメイド型の在職者訓練も内容等に応じて随時実施できる状況となっております。</p>
		雇用主は従業員に戦力としてのキャリアを求め、従業員は生き甲斐を求めるなど、その考え方にはギャップがあり、雇用主側にその理解を促していく必要がある。	<p>本県では、毎年一般事業主等に対し労働教育講座(労働セミナー)を開催し、多様な人材の育成及び能力開発、適正かつ安定的な人事労務管理などのために役立てていただいております。</p>
		児童・生徒にやりたいことを見つけてさせ、そのために必要な知識や経験を得ることや、学校や職場の理解を深めやりたいことを実現するために勉強するという意識を持たせることが教育現場のキャリア教育であり、大人の目線ではなく子供の目線での施策が必要と考える。	<p>キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく(キャリア発達)ことができるように促す教育であるとの考えに基づいて、学校現場における取組を行っております。</p> <p>引き続き、指針に示した項目に基づき、校種間の連携による、一人一人のキャリア発達を踏まえた教育を推進してまいります。</p>

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
(続き) 7	(続き) 人材育成に関する意見(8件)	<p>技術・技能者の減少や高齢化、後継者の不足など、県立技術専門学校を核とした在職者訓練、求職者への訓練の支援は重要であることから、取組の強化が必要である。</p>	<p>在職者訓練は、各技術専門校に配置している向上訓練等推進員を中心に各企業のニーズ調査等を行い、機械系、溶接系、電気系、建築系などの技術・技能を必要とする分野を中心に実施しております。 また、オーダーメイド型の在職者訓練も内容等に応じて随時実施できる状態としております。さらに、求職者訓練は、ハローワークの求人、求職ニーズの動向、訓練受講者及び事業所アンケートなどの結果に基づき、地域ニーズの高い訓練コースを中心に設定しているところであり、引き続き技術専門学校を核とした職業能力開発を推進してまいります。</p>
		<p>小学校、中学校生の技能・技術面でのキャリア教育を段階的に技術専門校や各地域にある認定職業訓練施設、訓練校にて支援することにより、より効果的なキャリア支援に繋がるものと考えます。</p>	<p>県内3カ所に設置した県立技術専門校の職業訓練指導員が主体となり自ら実技指導をするほか、高度技能者を招いた生徒及び教職員の技術研修等を開催し、ものづくり技術者を目指す高校生の資質の向上を図っております。 また、国では、若年技能者の育成や技能を尊重する気運の醸成を図るため、平成25年度から「若年技能者人材育成支援等事業」を実施し、ものづくりマイスター制度を創設しております。本県では秋田県職業能力開発協会が国の委託を受けて、ものづくりマイスターによる若年技能者への実技指導やものづくり体験教室・小中学校の授業等における指導・実演等を実施しております。</p>
		<p>各地域認定訓練施設は、各地域の製造業、建設・建築業及びサービス業等の信頼関係や強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)や企業のコアなどの理解度もあり、有効利用することが効果的である。</p>	<p>職業能力開発促進法では、事業主がその雇用する労働者に対して、職業能力の開発、資質の向上を図るため、必要に応じて職業訓練の実施に努めることが定められており、事業主又は事業主団体等が各地域の訓練ニーズを把握した上で実施する「認定職業訓練」は効果的であると考えております。 県といたしましても、第9次秋田県職業能力開発計画(あきた産業人材強化戦略)に基づき、各地域の認定職業訓練施設で実施する認定職業訓練を促進するため、その経費の一部助成など、引き続き、認定職業訓練の支援をしてまいります。</p>
8	国との役割分担等に関する意見(1件)	<p>国施策を補完し、かつ相乗効果を生むような県独自の施策を行うため、国施策との役割分担を明確にするとともに、条例と指針における「小規模企業者と小規模事業者」「中小企業支援団体と各商工団体」など、文言の整理を行ってほしい。</p>	<p>中小企業に関する国の施策と一体となり、中小企業の振興のための施策を推進してまいります。指針においては、その文言を整理し、企業や県民が分かりやすいような表現としております。</p>

【各分野の現状や課題、目指す姿と具体的施策について】

指針については、パブリックコメント実施後に、その構成を下記のとおり変更いたしました。

①指針の内容をより分かりやすくするため、指針は「基本的施策1～6」までをその主な内容とすることとし、「各分野の現状や課題、目指す姿と具体的施策」については、「基本的施策1～6」にその内容を反映させたうえで、指針からは除くこととしました。

②なお、中小企業者等が関連施策を理解しやすいように、指針の周知・広報の際には、各分野ごとの県の施策を示し、各中小企業の意見を聴きながら各施策を推進してまいります。

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
9	各分野指針に関する意見(1件)	「各分野の現状や課題、目指す姿と具体的施策」の項目として「現状」「課題」「目指す姿」「具体的施策」の4つの構成で記載しているが、これに「具体的施策」を実施することによる「成果」と「期待する効果」を追加すべきと考える。	指針の内容をより分かりやすくするため、指針は「基本的施策1～6」までをその主な内容とすることとし、「各分野の現状や課題、目指す姿と具体的施策」については、「基本的施策1～6」にその内容を反映させたうえで、指針からは除くこととしました。ただし、中小企業者等が関連施策を理解しやすいよう、指針の周知・広報の際には、各分野ごとの県の施策を示し、中小企業の意見を聴きながら施策を推進してまいります。いただいたご意見については、指針の周知・広報の際に参考とさせていただきます。
10	製造業に関する意見(1件)	製造業の販路拡大への支援について、支援機関として「商工団体等」も追加してほしい。	製造業においても、各相談窓口の充実や専門家による経営支援など、中小企業の経営基盤の強化を支援していくこととしています。
11	伝統産業に関する意見(4件 ※1)	天然秋田杉の計画伐採終了に伴い、曲げわっぱに使われる材料(高樹齢材)が少なくなっている。製造に適した木を育てる事が重要であるし、最低でも秋田杉の150年生を目指してほしい。秋田県全域で、秋田杉の植林を考えてもらいたい。	県では、現在策定を進めている「第2期ふるさと秋田元気創造プラン(仮称)」の中で、秋田スギ原木の低コスト生産や安定供給を進めていくこととしております。本県は、スギの面積や蓄積が全国一であり、適地については高樹齢林に育成していく考えです。
		海外への販路拡大についてはその成果などその後の報告も必要である。	伝統的工芸品等の海外を含む販路拡大に係る支援策である「伝統的工芸品等振興事業」においては、PDCAサイクルによる計画的・効果的な事業実施を促すために、今後は申請段階では事業内容のプレゼンを行うほか、事業実施後は実施状況について報告会での報告を行ってまいります。
		曲げわっぱについて、他の容器との違い等を産学官連携で調査・研究し、良い事を最大限にPRすべきである。	公設試験研究機関等と一層の連携を図り、技術支援を行うほか、秋田県産品のよさを全国に向けて発信してまいります。科学的根拠を示し付加価値を上げるためには、産学官が連携して調査研究を進めることは有効な手段と考えますので、要請・相談等に基づき必要な支援を検討してまいります。なお、木材高度加工研究所では、大館曲げわっぱ協同組合と連携し、スギの良さや曲げわっぱに適したスギの研究を実施中であり、情報誌等でその成果をPRしていくこととしています。

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
(続き) 11	(続き) 伝統産業に関する意見(4件 ※ 1)	職人の育成は今後の課題で、若手育成には、予算を取り何らかの形で、広めて行く必要がある。地元出身のデザイナーや、地元デザイナーにも協力してもらい、「メイド・イン アキタ」を全国に売り出す必要がある。	伝統産業分野においては産地が行う熟練技術者の育成の取組を支援してまいります。また、「あきた産業デザイン支援センター」を通じた企業とデザイナーのマッチングにより、県内製造業の産業デザイン活用を促進するほか、「秋田ブランド」の確立に取り組めます。
12	商業に関する意見(3件)	個店指導については受講する店をもっと見極めなければいけない。自分さえよければいいという店では、周辺への波及効果はないのではないか。	個店指導は自身の個店の改善だけでなく他への波及効果も重要と考えており、今後の個店指導について、配慮してまいります。
		消費者のニーズをしっかりとらえ、消費者目線で施策を考えるべきである。	施策の立案に重要な視点と認識しており、今後ともその視点を勘案してまいります。
		駐車については消費者アンケートでは常にトップに来る。なぜやらないのか、やれないのか、回答頂きたい。	駐車については、各商店街・各地域において取り組んでいくべき課題であり、また、個々の状況により左右されるところがありますので、個別に回答させていただきたいと考えております。
13	建設業に関する意見(2件)	建設業において、「市場価格の反映」、「公共性の強い民間工事の工事实績への取り込み、最低制限価格と低入札調査価格の引き上げ」、「工事内容による指名競争入札の実施」、「独自の企業人材の評価反映」「若い人材の雇用者数の評価反映」「企業独自の工法、開発商品等オリジナル性の評価反映」「次世代育成の事業推進の評価反映」を入札制度に反映してほしい。	入札制度の適正な運用については、指針(素案)においても、適正な建設市場環境の整備のための重要な取組として位置付けております。これまでも、低入札価格調査基準価格の見直し等による適正価格での契約の推進や、総合評価落札方式等による企業の様々な取組の評価に努めてきたところであり、今後とも、本県建設業が目指すべき方向性を踏まえながら、制度の更なる改善に取り組んでまいります。
		建設業について、「重機等の大規模投資に対する支援」を追加してほしい。	「資金供給の円滑化」は中小企業の経営基盤の強化に重要な方向性であり、今後とも、各種制度融資の充実等を図ってまいります。

番号	区分	主な意見	県の考え方・対応
14	観光振興に関する意見(1件)	「二次アクセスの解りやすい観光案内表示の整備」「県内観光施設の魅力向上」「グリーンツーリズム」「秋田県観光総合ガイドあきたファンドットコム」「ロコミ情報やネット雑誌等のランキングを活用」「スポーツ宿泊」などの県の観光振興施策についてのご意見	観光振興全般については、現在策定中の「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の中で重点戦略として位置づけておりますので、頂いたご意見については、プラン作成の参考とさせていただきます。

※1 条例への意見書として提出されていますが、内容は全て指針に関する意見ですので、指針への意見として扱っています。